

日向市パートナーシップ宣誓制度 ご利用の手引き

日向市では、「日向市全ての人の人権が尊重されるまちづくり条例」に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認め合う社会の実現を目指し、性的少数者の方への支援策の一つとしてパートナーシップ宣誓制度を開始します。

性的少数者

「結婚や恋愛は異性が対象」、「身体の性別と心の性別は一致する」など、今まで一般的・典型的と考えられてきた性のあり方に当てはまらない人をいいます。

パートナーシップ

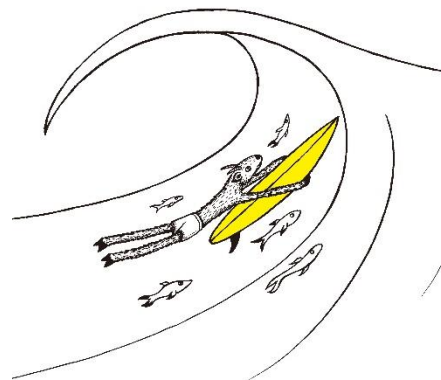
互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的少数者である二人の関係をいいます。

宣誓

パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいいます。

《内容》

- 1 制度を利用できる方
- 2 宣誓に必要なもの
- 3 宣誓の流れ
- 4 宣誓後について
- 5 Q&A



《問い合わせ先》

日向市地域コミュニティ課 人権・同和行政推進室

(日向市役所本庁舎 2階6番窓口) 電話 0982-54-0227

E-mail kyoudou@hyugacity.jp

1 制度を利用できる方

パートナーシップ宣誓制度を利用できる方は、次の要件全てに該当する一方又は双方が性的少数者のお二人です。

(1) 双方が成年（満 18 歳以上）であること

(2) 一方又は双方が日向市民又は転入を予定していること

・双方が日向市民でない場合も、転入予定者として宣誓は可能ですが、宣誓後 14 日以内に転入後の住民票の写し（または、住民票記載事項証明書）を提出することを条件とします。この場合は、転入を確認した後に「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付します。

(3) 双方に配偶者がいないこと

(4) 宣誓しようとする相手以外の方とパートナーシップの宣誓を行っていないこと

(5) 近親者等の関係でないこと

・近親者等とは、直系血族（祖父母、父母、子、孫等）、三親等内の傍系血族（兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪）、直系姻族（子の配偶者、配偶者の父母や祖父母等）のことをいいます。



2 宣誓に必要なもの

パートナーシップの宣誓をする際に必要な書類等は次のとおりです。

(1) 住民票の写し（または、住民票記載事項証明書）

- ・ 3か月以内に発行されたもの、宣誓する方の二人分が必要です。
- ・ 同一世帯になっている場合は、二人分の情報が記載されたもの1通で結構です。
- ・ 住民票の写しの場合は、本籍地・続柄の記載がないもので結構です。
- ・ 住民票記載事項証明書の場合は、住所と氏名の記載があれば結構です。

(2) 配偶者がいないことを証明する書類

- ・ 3か月以内に発行された戸籍抄本や独身証明書等、宣誓する方の二人分が必要です。
- ・ 戸籍抄本、独身証明書は、本籍地のある市区町村で取得できます。
- ・ 外国籍の方は、大使館等の公的な機関が発行する、配偶者がいないことを証明する書類（日本語訳の添付）が必要です。

(3) 本人確認ができるもの

- ・ 個人番号（マイナンバー）カード、旅券（パスポート）、運転免許証、国・地方公共団体等の官公署が発行した顔写真付きの身分証明書等は、1枚の提示で結構です。
- ・ 健康保険証や国民年金手帳等は、2枚以上の提示が必要です。

※（1）～（3）以外に市長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

●通称名の使用を希望する場合

- ・ 性別違和等で、通称名の使用を希望される場合は、宣誓書において通称名を使用することができます。
- ・ 通称名を使用する場合は、通称を日常的に使用していることが分かる書類（郵便物や社員証等）の写しをご提出ください。
- ・ 宣誓書受領証には表面に通称名を表示し、裏面に戸籍上の氏名を表示します。

3 宣誓の流れ

パートナーシップの宣誓までの流れは次のとおりです。

(1) 電話で宣誓日（宣誓書提出日）の予約を行う

- 予約先：地域コミュニティ課 人権・同和行政推進室
- 電話：0982-54-0227（直通）《平日 8時30分～17時15分》

- ・ 宣誓を希望される日の7日前までに電話で予約してください。
- ・ 予約時に宣誓日時、必要書類等の調整・確認を行います。
- ・ 宣誓日時は状況等によりご希望に沿えない場合があります。
- ・ 宣誓日は、土曜・日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。
※宣誓ができる時間：平日9時～16時（12時～13時を除く）

(2) パートナーシップ宣誓《場所：日向市役所本庁舎》

- ・ 予約した日時に必要書類（3ページ参照）をお持ちのうえ、お二人揃ってお越しください。
- ・ 市の職員の立ち会いの下、パートナーシップ宣誓を行い、「パートナーシップ宣誓書」に自署し、提出いただきます。

(3) 内容確認

- ・ 本人確認及びパートナーシップ宣誓の要件を満たしているかの確認を行います。
- ・ 書類に不備や不足がある場合等は、宣誓日を延期させていただくことがあります。

(4) 宣誓書受領証の交付

- ・ 宣誓書の写しを添えて、「パートナーシップ宣誓書受領証」を **それぞれ** 交付します。

4 宣誓後について

(1) 宣誓書受領証の再交付

宣誓書受領証の紛失やき損、汚損、氏名変更などの理由により、再交付を希望される場合には、申請書に基づき、受領証を再交付いたします。

※再交付をご希望の場合、事前に電話でご連絡ください。

(2) 宣誓書受領証の返還

次のいずれかに該当する場合には、返還届を添えて宣誓書受領証を返還していただきます。

- ・ 当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合
- ・ 宣誓者以外の者と婚姻やパートナーシップの宣誓をする場合
- ・ 双方とも本市に住所を有しなくなった場合

(3) 自治体間連携

パートナーシップ宣誓制度を利用されている方が転入・転出する場合、通常は転出元自治体への宣誓証明書の返還等の手続きを行い、改めて必要書類等を揃え、転出先自治体で宣誓を行う必要があります。

連携自治体間で転入・転出する場合は、転出先自治体への宣誓を必要とせず、提出書類を一部省略することができます。

現在、連携協定を締結していませんので、連携協定を締結後、随時ホームページでお知らせいたします。

(4) 受領証の無効

次のいずれかに該当する場合には、パートナーシップ宣誓を無効とします。

- ・ 宣誓をした者が虚偽その他の不正な方法により受領証の交付を受けたことが判明したとき
- ・ 上記(2)の宣誓書受領証の返還事由に該当するにもかかわらず、返還の届出をしない場合

5 Q&A

Q1 パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度はどう違いますか？

A1 法に定める婚姻を行うと、二人は民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続や、税控除、扶養義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、日向市パートナーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部事務の取扱いについて定めたもの）に基づくものであり、婚姻のような法的な効力はありません。また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

本市の制度は、性的少数者の方々の生きづらさの解消を図るため、地方公共団体における支援策として実施するものです。

Q2 日向市民でないと宣誓できないのですか？

A2 市内へ転入を予定している方であれば宣誓できます。

具体的に宣誓できる場合は、次のとおりです。

- ・二人とも日向市民である場合
- ・一人が日向市民で、もう一人が日向市外に住んでいる場合
- ・二人とも日向市外に住んでおり、一人若しくは二人が日向市に転入を予定している場合

＊転入予定で宣誓する場合は、宣誓後 14 日以内に、市内に転入したことを証明する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出が必要です。

Q3 同居していないと宣誓できませんか？

A3 必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして日常生活において、相互に協力し合うことを約束した関係であることが必要です。

Q4 パートナーシップ宣誓制度の利用には、費用はかかりますか？

A4 制度の利用やパートナーシップ宣誓証受領証の交付に費用はかかりません。ただし、手続の際に提出する必要書類の交付手数料等は自己負担となります。

Q5 事前予約なしで手続をすることはできますか？

A5 個室の確保など、手続を行うための環境を整えるため、各種手続の際は必ず事前予約をしてからお越しください

Q6 郵送やオンラインで手続をすることはできますか？

A6 郵送やオンラインでの手続は行っておりません。各種手続の際は必ず事前予約をしてからお越しください。

Q7 他の人に代理で手続きしてもらうことは可能ですか？

A7 代理人による手続きはできません。ご本人であることの確認と二人の意思を確認するため、必ずお二人でお越しください。ただし、諸事情のため、二人で窓口に来ることができない場合にはご相談ください。

Q8 プライバシーは守られますか？

A8 宣誓される当事者のプライバシー保護の観点から、個室スペースで宣誓を行っていただくことが可能です。事前予約の際に、ご要望をお聞きいたします。

Q9 宣誓書受領証はどのように利用できますか？

A9 市の制度では、市営住宅の申込みに利用できます。今後、利用できる行政サービスの検討をしていくこととしていますので、随時お知らせしてまいります。

また、民間事業者や市民の皆様に対しても、制度の趣旨を理解し、宣誓者に適切な対応を行うよう、制度の周知に努めます。

Q10 宣誓書受領証は即日交付されますか？

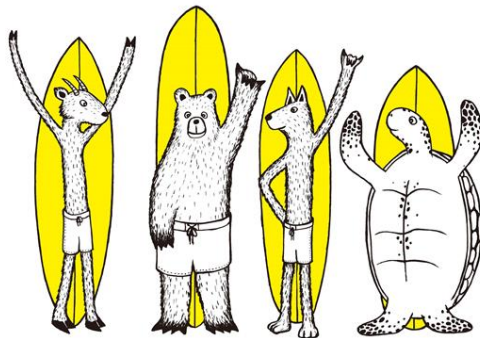
A10 書類等に不備がなく、要件に適合していると認められる場合は、原則、即日交付します。なお、即日交付する場合でも、内容確認等のために1時間程度の時間を要しますので、ご了承ください。

Q11 パートナーシップの宣誓は、事実婚でもできますか？

A11 本市の制度は性的少数者支援の一環として行うものです。宣誓する二人の一方又は双方が性的少数者であることが要件となります。

Q12 市外に転出する場合、宣誓書受領証や受領証明カードを返還する必要がありますか？

A12 市外（連携協定している自治体を除く）に転出される場合は、返還届をご提出いただき、交付した宣誓書受領証を返還ください。なお、市内で転居する場合は、特段の手続きは必要ありません。



日向市パートナーシップ宣誓制度ご利用の手引き

令和4年5月27日 発行

日向市地域コミュニティ課 人権・同和行政推進室

電話 0982-54-0227 FAX 0982-54-8747

E-mail kyoudou@hyugacity.jp